

新旧対照表

2021(令和3)年8月30日

築地本願寺 法要行事部 合同墓担当

序文

新旧対照条文表

一、合同墓ご利用に関連する参拝・読経について

変更後	変更前
<p>築地本願寺合同墓（以下（削除）「合同墓」という）の利用者は、以下に記載する合同墓利用に関するすべての規程並びに国の法令を遵守くださいますようお願いいたします。</p> <p>①参拝をはじめいかなる場合も、ご遺骨の出骨はできませんので予めご了承ください。</p> <p>②年忌法要等に際し、ご家族様のみでの個別の読経をご希望の場合は、事前にご予約のうえ、当日に本堂受付へお越しください。平常は本堂又は礼拝堂（本館2階）他にて読経いたします。また、降誕会期間中（5月20日～5月21日）・報恩講期間中（11月10日～11月16日）（削除）および別に定める期間は、読経申し込みはお受けしていません。</p>	<p>築地本願寺合同墓（以下、「合同墓」という）の利用者は、以下に記載する合同墓利用に関するすべての規程並びに国の法令を遵守くださいますようお願いいたします。</p> <p>①参拝をはじめいかなる場合も、ご遺骨の出骨はできませんのでご了承ください。</p> <p>②年忌法要等に際し、ご家族様のみでの個別の読経をご希望の場合は、事前にご予約のうえ、当日に本堂受付へお越しください。平常は本堂又は礼拝堂（本館2階）他にて読経いたします。また、降誕会前日・降誕会（5月20日～5月21日）報恩講前日・報恩講（11月10日～11月16日）期間および別に定める期間は、読経申し込みはお受けしていません。</p>

二、合同墓のお申し込みについて

変更後	変更前
<p>①管理者が、合同墓管理委託申込書（1-1・1-2号様式）を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証明として「築地本願寺合同墓管理受託証明書（以下「管理受託証明書」という。）」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を交付いたします。</p> <p>※刻銘希望する場合、申し込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。原則、公的証明書（印鑑登録証明書、埋</p>	<p>①管理者が、合同墓管理委託申込書（1-1・1-2号様式）を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証明として「築地本願寺合同墓管理受託証明書（以下「管理受託証明書」という。）」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を交付します。</p> <p>※刻銘希望する場合、申し込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。原則、公的証明書（印鑑登録証明書、埋</p>

<p>葬許可証、火葬証明書、改葬許可証) 記載の通りに、所定の字体で刻銘します。なお、複数名でのお申し込みの場合、同時に書類をご提出されないと、刻銘は同一の場所に並びません。</p> <p>(削除)</p> <p>②「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」は納骨をする際に必要となりますので大切に保管してください。また、ご家族、ご友人・知人に保管場所をお知らせください。(削除)</p>	<p>葬許可証、火葬証明書、改葬許可証) 記載の通りに、所定の字体で刻銘します。なお、複数名でのお申し込みの場合、同時に書類をご提出されないと、刻銘は同一の場所に並びません。</p> <p>「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」は納骨をする際に必要となりますので大切に保管ください。</p> <p>②「管理受託証明書」はご家族、ご友人・知人に保管場所をお知らせください。また、「築地本願寺合同墓納骨カード」を常にご携帯いただければ、万一ご家族、ご友人と連絡の取れない状況でお亡くなりになられた場合、カードを元に築地本願寺へ連絡をいただき、お骨をお迎えすることができます。</p>
---	--

四、合同墓管理受託義務の消滅について

変更後	変更前
<p>②合同墓収蔵予定者・管理委託者または連絡先①-②への連絡後お返事がないまま5年以上が経過した場合(築地本願寺では利用者の方がお亡くなりになれた際に確実に合同墓にお納めいたしますことをご連絡いたします)。</p>	<p>②合同墓収蔵予定者・管理委託者または連絡先①-②への連絡後お返事がないまま5年以上が経過した場合(築地本願寺では利用者の方がお亡くなりになれた際に確実に合同墓にお入りになられるようご連絡いたします)。</p>

五、「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の再交付について

変更後	変更前
<p>次のような場合には「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の再交付の手続きを願います。</p> <p>※「築地本願寺合同墓納骨カード」の再発行には金5千円を申し受けます。</p>	<p>次のような場合には「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の再交付の手続きをしてください。</p> <p>※「築地本願寺合同墓納骨カード」の再発行には金5千円を頂戴いたします。</p>

六、礼拝施設利用について

変更後	変更前
<p>①浄土真宗本願寺派僧侶の利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職による申請書を築地本願寺へ提出ください。</p>	<p>①浄土真宗本願寺派僧侶の利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出ください。</p>

<p>②礼拝施設利用にあたり、施設利用懇志を頂戴いたします。</p> <p>④読経は、必ず申請し許可を得た所属寺住職（または同寺に所属する浄土真宗本願寺派僧侶）にてお願いします。</p>	<p>②礼拝施設利用にあたり、施設利用懇志を申し受けます。</p> <p>④読経は、必ず申請し許可を得た所属寺住職（または所属する浄土真宗本願寺派僧侶）にてお願いします。</p>
---	---

築地本願寺納骨堂施行細則

新旧対照条文表

変更後	変更前
<p>(変更の手続き)</p> <p>第 10 条 合同墓管理委託者は住所、改姓・改名等の変更があった場合は、顧客情報変更届 (KH 様式)に公的書類を添付のうえ、速やかに管理者に届け出なければならない。</p>	<p>(変更の手続き)</p> <p>第 10 条 合同墓管理委託者は住所、改姓・改名等の変更があった場合は、変更事項届（2号様式）を速やかに管理者に届け出なければならない。</p>